

議第 3 号 綾部市 UI ターン者定住支援住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 改正の理由

白道路定住支援住宅の貸借期間満了による廃止に伴い、所要の改正を行おうとするもの。

2 改正の内容

白道路定住支援住宅に関する規定を削除

名称	所在地	設置年度	戸数	家賃月額
白道路定住支援住宅	白道路町木反田 51 番地	平成 27 年度	1 戸	30,000 円

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

議第 4 号 綾部市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

1 改正の理由

常勤特別職の給料及び議員報酬の改定並びに近年の職員の処遇改善の状況等を踏まえ、報酬を改定するなど、所要の改正を行おうとするもの。

2 改正の内容

特別職の職員で非常勤のものの一部について報酬改定を行うとともに別表を整理

<報酬改定のある主な非常勤の特別職>

(単位：円)

職名	改定後	改定前	増減額
選挙管理委員会の委員長	27,000	21,000	+6,000
選挙管理委員会の委員	21,000	17,000	+4,000
固定資産評価員	9,000	8,000	+1,000
固定資産評価審査委員会の委員	7,000	5,000	+2,000

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

議第 5 号 綾部市一般職職員の給与に関する条例等の一部改正について

議第 6 号 綾部市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

1 改正の理由

国の人事院勧告に準じ、新たに第 2 種初任給調整手当を設けるなど、所要の改正を行おうとするもの。

2 改正の内容

人材獲得競争が激しくなる中、最低賃金の上昇が続いている状況を踏まえ、月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補てんするための手当（第 2 種初任給調整手当）を新設 など

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

議第 7 号 綾部市共同集会所等の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 改正の理由

中筋教育集会所及び中筋老人憩の家を用途廃止するため、所要の改正を行おうとするもの。

2 改正の内容

中筋教育集会所及び中筋老人憩の家に関する規定を削除

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

議第 8 号 綾部市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

1 改正の理由

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、同法を引用する規定について、所要の改正を行おうとするもの。

2 改正の内容

同法を引用する規定の条項ずれに伴う規定の整理（小規模保育事業の満 3 歳以上の児童への対象拡大に伴う同法の規定の整備によるもの）

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

議第 9 号 綾部市国民健康保険条例の一部改正について

1 改正の理由

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険料に子ども・子育て支援納付金を追加するなど、所要の改正を行おうとするもの。

2 改正の内容

- (1) 子ども・子育て支援金制度創設に伴い、被保険者数から徴収する保険料に子ども・子育て支援納付金を追加
- (2) 賦課限度額について子ども・子育て支援納付金分の追加等
 - ・子ども・子育て支援納付金分：3万円（新規）
 - ・基礎分：67万円（現行66万円）
- (3) 保険料の軽減に係る所得判定基準の引上げ
 - ・5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数に乘ずべき金額：31万円（現行30万5千円）
 - ・2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数に乘ずべき金額：57万円（現行56万円）

3 施行期日

令和8年4月1日

議第 10 号 綾部市介護保険条例の一部改正について

1 改正の理由

介護保険法施行令の一部改正に伴い、令和7年度税制改正による保険料段階の移動の影響を回避し、介護保険料の収入不足を防ぐことを目的とした令和8年度の特例措置を講じるため、所要の改正を行おうとするもの。

2 改正の内容

- (1) 保険料率の算定に関する合計所得の額の算定方法の特例並びに市町村民税世帯非課税者及び市町村民税が課されていない者の基準の特例に関する規定を追加
- (2) 令和8年度における前年度非課税者に係る保険料の減免に関する規定を追加

3 施行期日

令和8年4月1日

議第 11 号 綾部市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

1 改正の理由

国の人事院勧告に準じ、新たに第2種初任給調整手当を設けるため、所要の改正を行おうとするもの。

2 改正の内容

第2種初任給調整手当を新設

3 施行期日

令和8年4月1日

議第 1 2 号 綾部市火災予防条例の一部改正について

1 改正の理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令等の一部改正に伴い、対象火気設備に簡易サウナ設備を追加するなど、所要の改正を行おうとするもの。

2 改正の内容

- (1) 対象火気設備に簡易サウナ設備を追加し、当該設備の位置及び構造に係る基準を設定
- (2) 火を使用する設備等の届出対象に簡易サウナ設備を追加 など

3 施行期日

令和 8 年 3 月 3 1 日

議第 1 3 号 綾部市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

1 改正の理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、補償基礎額を改定するため、所要の改正を行おうとするもの。

2 改正の内容

- (1) 非常勤消防団員等の損害補償に係る補償基礎額を改定

(単位：円)

階級	勤務年数		
	10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上
団長及び副団長	13,340 (12,900)	14,170 (13,700)	15,000 (14,500)
分団長及び副分団長	11,670 (11,300)	12,500 (12,100)	13,340 (12,900)
部長、班長及び団員	10,000 (9,700)	10,840 (10,500)	11,670 (11,300)

備考：() 内は現行の補償基礎額

- (2) 消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額の最低額を 9,700 円から 10,000 円に、最高額を 14,500 円から 15,000 円に引上げ
- (3) 扶養に係る補償基礎額の加算額 (日額) を改定
 - ・配偶者：廃止 (現行 100 円)
 - ・22 歳までの子：433 円 (現行 383 円)

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

議第 1 4 号 綾部工業団地水処理センターの設置及び管理に関する条例の廃止について

1 廃止の理由

工業団地内の生活雑排水の処理を綾部第 2 浄化センターへ切り替えることに伴い、綾部工業団地水処理センターの供用を廃止するため、条例を廃止しようとするもの。

2 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

議第 1 5 号～議第 2 5 号 令和 8 年度当初予算⇒別掲

議第 2 6 号～議第 3 4 号 令和 7 年度補正予算⇒別掲

同第 1 号 綾部市公平委員会委員の選任について＝当日配布

1 提案の理由

委員 3 人中 1 人について、令和 8 年 3 月 2 2 日に任期満了となるため、その後任委員について、議会の同意を求めるもの（任期 4 年）。

諮第 1 号 人権擁護委員の候補者の推薦について＝当日配布

1 提案の理由

委員 8 人中 1 人について、令和 8 年 6 月 3 0 日に任期満了となるため、その後任委員の推薦について、議会の同意を求めるもの（任期 3 年）。

諮第 2 号 人権擁護委員の候補者の推薦について＝当日配布

1 提案の理由

委員 8 人中 1 人について、令和 8 年 6 月 3 0 日に任期満了となるため、その後任委員の推薦について、議会の同意を求めるもの（任期 3 年）。

諮第 3 号 人権擁護委員の候補者の推薦について＝当日配布

1 提案の理由

委員 8 人中 1 人について、令和 8 年 6 月 3 0 日に任期満了となるため、その後任委員の推薦について、議会の同意を求めるもの（任期 3 年）。

報第 1 号 専決処分事項の報告について⇒別掲

令和 7 年度綾部市一般会計補正予算（第 6 号）

専決日 令和 7 年 1 2 月 2 2 日

報第 2 号 専決処分事項の報告について⇒別掲

令和 7 年度綾部市一般会計補正予算（第 7 号）

専決日 令和 8 年 1 月 2 3 日